

各位

一般社団法人 太田労働基準協会
館林労働基準協会
大泉労働基準協会

産業用ロボットの教示等に係る業務特別教育開催のご案内

労働安全衛生法第59条の規定に基づき、産業用ロボットの取扱(教示等)業務に労働者を就かせる時は、事業者はその者に対して当該業務に関する安全のための特別教育を実施しなければならないことになっております。当協会では、特別教育(学科及び実技)を下記により計画致しました。貴事業所におかれましても、更なる災害防止を図るため対象者の受講をお勧め致します。尚、受講修了者は修了証を交付致します。

記

1. 開催月日と会場

科目	月 日	時 間	会 場
学 科	8月 27日(土)	9:00~17:10	太田労働基準協会2階講習室
実 技	8月 28日(日)	9:00~12:10	(株)SUBARU群馬製作所本工場ロボット訓練所

2. 募集人員 50名 (早急に定員に達する恐れがありますので、受講される場合は、確実な員数を電話等で事前にご連絡ください)

3. 申込方法 右面の申込書に必要事項を記入し、押印のうえ、受講料を添えて当協会へ提出して下さい。提出方法は、①申込書と受講料を協会窓口へ持参する。②申込書と受講料を現金書留で郵送する。③申込書を郵送で提出し、受講料は下記の指定口座に振込む(振込手数料は申込者負担)のいずれかになります。②と③の場合は、申込書を郵送する際に、84円切手を貼った返信用封筒(受講券等の送付用)を同封して下さい。いずれの場合も、講習日1週間前までに、申込書の提出と受講料の支払いを済ませる必要があります。尚、講習日1週間前以降の受講取消しについては、受講料の払い戻しは致しませんので、ご了承ください。

※ 外国の方が受講される場合は(会社の就労証明、語学力証明、在留カードのコピー)が必要です。

振込先

群馬銀行 太田支店 普通 2143059 一般社団法人 太田労働基準協会
シャ) オオタロウドウキョウケンキョウカイ

4. 受講料 会員 15,400円 内訳 14,000円(消費税1,400円)
テキスト代 無料
非会員 17,380円 内訳 14,000円(消費税1,400円)
テキスト代 1,800円(消費税180円)

※ 会員とは群馬県内の労働基準協会へ加入している会員です。

5. 申込締切日 定員になり次第、又は開催日7日前に締め切ります。

6. 申込場所 一般社団法人 太田労働基準協会 TEL0276-46-5774 fax0276-46-1544
館林労働基準協会 TEL0276-72-8890 fax0276-70-7622
大泉労働基準協会 TEL0276-63-6626 fax0276-63-6691

7. その他

・申込書に記入する際、氏名、生年月日、現住所は誤りの無いよう本人が確認の上、提出下さい。ふりがなも忘れずをお願い致します。

- 8. ・実技講習は、ヘルメット、軍手、安全靴を着用して下さい。
- ・注意:遅刻は認められません。

以上

産業用ロボット取扱業務に係る特別教育申込書

※修了証に旧姓または通称の併記をご希望される方は下の[]にご記入の上、住民票等公的な確認書類を添付して下さい

旧姓 []

通称 []

実施管理者承認欄

太田・館林・大泉

受講番号	氏名(ふりがな)	生年月日	住 所
		昭和・平成 年 月 日	現住所
			受講者携帯番号(固定電話): - -
		昭和・平成 年 月 日	現住所
			受講者携帯番号(固定電話): - -
		昭和・平成 年 月 日	現住所
			受講者携帯番号(固定電話): - -
		昭和・平成 年 月 日	現住所
			受講者携帯番号(固定電話): - -

*受講番号は記入しないでください。

担当者() TEL

・講習時はマスクの着用、体温測定、消毒、セルフチェックの実施を行いますのでご協力をお願い致します。

上記の者は、特別教育を必要としますので申込みます。

事業場

所在地

代表者

印

*下記申込方法の該当項目の口内に、レ点を入れて提出して下さい。

- 会員、・県内の他協会(協会名:)、 非会員
- 協会へ支払い、 現金書留、 銀行振込み

一般社団法人 太田労働基準協会 殿
館林労働基準協会 殿
大泉労働基準協会 殿